

休日保育利用料金助成申請書

提出日 令和 4年 4月 4日

渋谷区長 殿

申請者（保護者） 住 所 渋谷区宇田川町 1-1

氏 名 渋谷 太郎

電話番号 03 (3463) 2483

下記のとおり、認可外保育施設における休日保育利用に伴い費用を支払ったので、領収書及び就労を証明する書類等を添付して助成金の申請をします。なお、申請に当たり、渋谷区が対象児童の入所や在籍状況を確認すること及び申請内容確認のため、利用事業者等へ照会することに同意いたします。また、申請に当たっての注意事項（裏面に記載）を確認し、全ての項目に同意の上で申請します。

1 対象児童

ふりがな	しづや はなこ	生年月日	平成 令和	〇〇年	〇〇月	〇〇日
児童氏名	渋谷 花子	在園施設名	〇〇保育園			

2 申請内容

利用日時 実際に休日保育を利用した時間	利用料金 実際に負担した金額（入会金、年会費、登録料等は除く。） (A)	申請時間 1時間未満切捨、1日当たり10時間まで (B)	助成限度額 申請時間(B) × 1,000円 (C)	助成申請額 利用料金(A) と 助成限度額(C) の低い方の額
【記入例】 令和 3年 4月 4日(日) 9:00 ~ 18:00	15,000円	9 時間	9,000円	9,000円
令和 4年 3月 20日(日) 8:00 ~ 19:00	20,000円	10時間	10,000円	10,000円
令和 4年 3月 27日(日) 8:30 ~ 18:00	12,000円	9 時間	9,000円	9,000円
令和 4年 4月 3日(日) 9:00 ~ 15:00	3,000円	6 時間	6,000円	3,000円
令和 年 月 日() : ~ :	, 円	時間	, 000円	, 円
助成申請額 合計				22,000円

利用時間は11時間ですが、助成申請時間は10時間が上限です。

利用時間は9時間30分ですが、1時間未満切捨で助成申請時間は9時間となります。

助成限度額は6,000円ですが、利用料金の方が低い場合は、利用料金が限度額となります。

裏面の<記入上の注意点>及び<申請に当たっての注意事項>をご確認の上、申請してください。

<記入上の注意点>

- (1) 保護者全員が休日保育の利用日に就労していることが必須です。
保護者全員分の就労を証明する就労証明書を添付してください。
- (2) 入会金、年会費、登録料その他これらに準ずる費用は助成の対象外です。
事業者が発行した領収書及び利用明細書等の写し（**利用日、利用時間及び利用料金が記載されたもの**）を添付してください。
- (3) 1日の利用助成時間は、10時間までです。
- (4) 1世帯当たり1児童の助成額は、年間250,000円までです。（年間とは、4月1日から3月31日まで）

<申請に当たっての注意事項>

- (1) 助成金の返還
申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合、既に交付を受けた助成金は返還しなければなりません。
- (2) 違約加算金
(1)により助成金の返還を求められた場合は、その請求に係る助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額に年10.95パーセントの割合を乗じた額（100円未満切捨）を違約加算金として納付しなければなりません。違約加算金の納付を行う場合において、返還を求められた助成金の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る違約加算金の計算の基礎となるべき助成金額は、その納付金額を控除した額とします。
- (3) 延滞金
(1)により助成金の返還を求められたにもかかわらずこれを返還期限までに返還しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年10.95パーセントの割合を乗じた額（100円未満切捨）を延滞金として納付しなければなりません。延滞金の納付を行う場合において、返還を求められた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とします。